

令和6年度から

介護保険料を改定

65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスなどに要する費用の見込みに基づいて3年に1度見直されます。

保険料は、皆さんが利用する介護サービスに掛かる費用などから基準額を算定し、所得に応じて段階別に決められています。今回は高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加

などを踏まえ、左表の通り改定されました。

◆ 通知書の送付と納付方法

令和6年度の介護保険料額の決定通知書は、6月14日（金）に発送予定です。

なお、保険料の納付方法は次の通りです。

特別徴収の人：年金支給月に年金から介護保険料が差し引

かれます。
普通徴収の人：通知書に同封の納付書により、近くの金融機関やコンビニなどで納付してください。

口座振替の人：各納付期限日に口座から保険料が引き落とされます。

※災害や著しい所得の減少などで納付困難な事情がある場合は、左記までご相談ください。

問 市民課保険料班

☎ 73・0086

◆ 所得段階別の第一号被保険者（65歳以上）の保険料

区分		年額		
本人が市民税非課税	非課税世帯			
	第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者および合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人など	1万8810円	
	第2段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	3万2010円	
本人が市民税課税	課税世帯	第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4万5210円
		第4段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	5万9400円
		第5段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	6万6000円
	第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	7万9200円	
	第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	8万5800円	
	第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	9万9000円	
	第9段階	合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	11万2200円	
	第10段階	合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	12万5400円	
	第11段階	合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	13万8600円	
	第12段階	合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	15万1800円	
第13段階	合計所得金額が720万円以上の人	15万8400円		

◆ 図1 均等割・所得割・賦課限度額の引き上げ

	令和4・5年度	令和6・7年度
均等割	4万3400円	→ 4万3800円 (+400円)
所得割	8.39%	→ 9.11% (+0.72%)
賦課限度額	66万円	→ 80万円 (+14万円)

◆ 図2 軽減判定基準額の引き上げ

《5割》
 $43万円 + 10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数} - 1)$
 +
 $(\text{世帯内の被保険者数} \times 29万5000円)$ 以下
 [29万円] → [29万5000円] に引き上げ

《2割》
 $43万円 + 10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数} - 1)$
 +
 $(\text{世帯内の被保険者数} \times 54万5000円)$ 以下
 [53万5000円] → [54万5000円] に引き上げ

今回の改定では、1人当たりの医療給付費の増加などに伴い、均等割を4万3400円から4万3800円に、所得割を8.39%から9.11%に、所得割を8.39%から9.11%

問 市民課保険料班

☎ 73・0086

令和6・7年度後期高齢者医療保険料 保険料率などを改定

2年ごとの見直しにより、令和6・7年度の後期高齢者医療制度の保険料率などが改定されました。

令和6年度の保険料額の決定通知書は7月中旬に送付します。

◆ 均等割・所得割・賦課限度額の引き上げ

今回の改定では、1人当たりの医療給付費の増加などに伴い、均等割を4万3400円から4万3800円に、所得割を8.39%から9.11%

に引き上げました。また、保険料率の増加を抑制するため、賦課限度額を66万円から80万円に引き上げました（左図1）。

◆ 軽減判定基準額の引き上げ

後期高齢者医療制度では、世帯の所得水準に応じて均等割が軽減されます。今回の改定では、5割と2割の軽減の基準額を引き上げ、軽減対象者を拡大しました（左図2）。

被表彰者 紹介

※敬称略。

◆千葉県老人クラブ大会表彰
▽千葉県老人クラブ連合会理事
長表彰(活動功労者)
石毛善保(長谷)



危険コンクリートブロック塀などの除却 費用の一部を補助します

地震発生時のコンクリート

ブロック塀などの倒壊による
被害を防止するため、危険コ

ンクリートブロック塀などの
除却費用の一部を補助します。

◆対象となるブロック塀など
次の①～③のすべてに該当
する、市内に存在するコンク
リートブロック塀などが対象
です。

①道路などに面していること
②高さ(擁壁などがある場合
は、その高さを含む)が、1・

2メートルを超えるもの

③市で定める診断基準により
危険と判定されたもの(事前
に調査を行います)

◆対象者
本市の住民基本台帳に登録
があり、市内に危険コンクリ
ートブロック塀などを所有す
る人が対象です。

※この他にも要件あり。
◆補助金額
補助金額は、次の①、②の
うち、いずれか少ない額です
(上限10万円)。

①ブロック塀などの除却に要
する費用の2分の1の額
②除却するブロック塀などの
長さに1メートル当たり50
00円を乗じて得た額

◆申請方法
工事契約前に、申請書に申
請時チェックシートなどを
添えて、都市整備課(市役所
3階)まで提出してください。
※詳細は左記までお問い合わせ
してください。申し込み順。予
算の上限に達し次第終了。

◆申請方法
工事契約前に、申請書に申
請時チェックシートなどを
添えて、都市整備課(市役所
3階)まで提出してください。
※詳細は左記までお問い合わせ
してください。申し込み順。予
算の上限に達し次第終了。

◆申請方法
工事契約前に、申請書に申
請時チェックシートなどを
添えて、都市整備課(市役所
3階)まで提出してください。
※詳細は左記までお問い合わせ
してください。申し込み順。予
算の上限に達し次第終了。



問総務課消防防災班 ☎73-0084

中学生による 児童の帰宅呼び掛け

市では、防災行政無線を通じて中学生の声
による「子どもたちへの帰宅の呼び掛けと地域
の皆さんへの見守りをお願いする放送」を行っ
ています。6月～9月は、野栄中学校・3年
の山田杏壽さん(=写真)が担当します。放送
時間は16時30分です。

6月～9月の放送担当紹介

＼匠瑳市の仕事を体験してみませんか？ インターンシップ実習生を募集

市では、大学生や高校生などの皆さんの職業意識の向上
や、市政に対する理解の促進のため、インターンシップ(就
業体験)を実施します。

◆対象者
学校教育法に基づく大学、高等専門学校、高等学校の学
生または生徒(大学院および短期大学を含む)

◆受け入れ期間
7月中旬～9月の期間内に、3日～2週間程度。ただし、
受け入れ部署により異なる場合があります。

◆申し込み
実習を希望する人は、希望日の1カ月前までに、在籍す
る学校を通じて市へ申し込みをして
ください。

※受け入れ部署や実習内容、申し込
み方法などの詳細は、市ホームペ
ジをご覧ください。



市ホームペ
ージはこち
らから

令和6年10月1日採用予定 消防組合事務職員を募集

匠瑳市横芝光町消防組合で
は、令和6年10月1日採用予
定の職員(事務職)を募集し
ます。一次試験には適性検査
「SPI3」を用います。

◆採用予定人数
一般行政職初級：1人

◆受験資格
平成元年4月2日～18年4
月1日に生まれた人で、学歴
を問わない。

◆申し込み
6月26日(水)までに下記

まで申込書を持参または郵送
(郵送の場合は26日の消印有
効)

◆一次試験
期間：7月16日(火)～31日
(水)

会場：全国のテストセンター
※一次試験合格者には二次試
験を実施。

試験の詳細は同組合ホーム
ページをご覧ください。

◆申し込み
6月26日(水)までに下記

問同組合消防本部総務課
☎72-1915

問総務課人事班 ☎73-0084